気象警報発表時等における授業等の取り扱い

気象警報発表時等における授業等の取り扱いは、以下の基準に従うこととする。

（1）気象警報発表時

尾張東部*の全域あるいはいずれかの市町村に気象警報等が発表された場合の授業等の取り扱いは、表 1～2 の通りとする。

表 1

区　　分		授業等の扱い
特別警報	暴風、波浪、大雪、暴風雪	休講
警報	暴風、暴風雪	
	波浪、大雪	開講
注意報	強風、波浪、大雪、風雪、濃霧、雷、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温、融雪	

表 2

警戒レベル	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	授業等の扱い
レベル 5 相当	レベル 5 氾濫特別警報	レベル 5 大雨特別警報	レベル 5 土砂災害特別警報	レベル 5 高潮特別警報	休講
レベル 4 相当	レベル 4 氾濫危険警報	レベル 4 大雨危険警報	レベル 4 土砂災害危険警報	レベル 4 高潮危険警報	
レベル 3 相当	レベル 3 氾濫警報	レベル 3 大雨警報	レベル 3 土砂災害警報	レベル 3 高潮警報	開講
レベル 2	レベル 2 氾濫注意報	レベル 2 大雨注意報	レベル 2 土砂災害注意報	レベル 2 高潮注意報	
レベル 1	早期注意情報				

* 尾張東部：名古屋市、瀬戸市、春日井市、犬山市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

（2）公共交通機関運休時

災害発生、気象警報等の発表、ストライキ等に伴って JR 中央線および名鉄犬山線がどちらも運休した場合、授業等は休講とする。ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講とはしない。

（3）地震発生時

尾張東部の全域あるいはいずれかの市町村において震度 5 以上の地震が発生した場合、発生後の授業等は休講とする。この場合の休講解除の決定は、そのつどの状況に応じて学長が行なう。

（4）大規模地震情報発令時

大規模地震発生に関する情報が発令された場合の授業等の取り扱いは、表 3 の通りとする。

表 3

大規模地震発生に関する情報	授業等の扱い
東海地震警戒宣言発令	休講
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	

（5）休講／開講判断の基準時刻

上記（1）（2）（4）による授業等の休講／開講を判断する基準時刻は、表 4 の通りとする。なお、気象警報あるいは公共交通機関の運休等が授業開始後に発表された場合は、次の時限の授業から休講とする。

表 4

各種気象警報／交通機関運休／大規模地震発生情報等解除時刻	授業等の扱い
午前 6 時まで	1 限から開講
午前 6 時以降午前 10 時まで	3 限から開講
午前 10 時以降	終日休講

* 南海トラフ地震臨時情報については、「調査終了」を解除とみなす。

（6）その他

上記に該当しない場合にも授業等を実施することが困難であると判断されるときは必要に応じて休講措置をとることがある。

なお、上記に該当する場合も含めて休講／開講の判断は大学ホームページ等に掲載するものを公式の情報とする。

（7）改廃

この取り扱いの改廃は、学長室会議の議を経て学長が行なう。